

第2次千葉県犯罪被害者等支援推進計画 について

千葉県環境生活部
くらし安全推進課

1 犯罪被害者等及び支援者に対するアンケートについて(令和8年1月～6月実施)

(1) 犯罪被害者等(性犯罪等を除く)

アンケートについて

- 期 間 R8.1.22～3.23
- 対 象 犯罪被害者とその家族(性犯罪等を除く)
- 回答者 遺族(47.8%)、家族(30.4%)、
本人(21.7%)
- 内 容 ・被害直後と概ね1年後における経済面・
生活面・心身状況等の変化
・二次的被害の状況
・実際に受けた支援及び必要だと思う支援 等

心身状況の変化(被害直後～1年後)

回答項目	被害直後	概ね1年後
無力感にさいなまれた	78.3%	69.5%
不眠、食欲減退などの症状が1か月以上続いた	73.9%	52.2%
医療機関等で治療やカウンセリングを受けた	39.1%	30.4%
PTSDと診断を受けた	21.7%	17.3%
身体に対する治療期間が1か月以上あった	39.1%	30.4%
身体の治療のための入院が3日以上あった	30.4%	13.0%

- 無力感にさいなまれた人は、被害直後で約8割、概ね1年後でも約7割おり、1カ月以上に渡り不眠などの症状が続いた人は被害直後で7割を超え、概ね1年後でも5割を超えている。
- 治療やカウンセリングを受けたり、治療期間が1か月以上となった人は被害直後で約4割、概ね1年後でも約3割。

経済面の変化(被害直後～1年後)

回答項目	被害直後	概ね1年後
医療費、裁判費用などの負担が生じた	91.3%	60.8%
収入が減った	39.1%	21.7%
賠償金が支払われていない	78.2%	65.2%

- 医療費や、裁判費用等の費用負担が生じた人は、被害直後で9割を超え、概ね1年後でも6割を超えている。
- 収入が減少した人は、被害直後で約4割、概ね1年後でも約2割である。
- 加害者から賠償金が支払われていない割合は高い状況。

生活面の変化(被害直後～1年後) 上位5項目

回答項目	被害直後	概ね1年後
家事、育児、介護などができなくなった	65.2%	39.1%
人目が気になったり、無力感を感じることで等により外出できなくなった	52.1%	39.1%
加害者からの再被害に不安を感じるようになった	39.1%	34.8%
退職・休職(退学・休学)しなければならなかった	34.8%	21.7%
マスコミ取材や報道内容で不安等を感じたり、生活に支障が出たりした	34.8%	13.0%

- 被害直後に、家事や育児などができなくなった人は約7割、外出ができなくなった人は約5割おり、いずれも概ね1年後で約4割となっている。
- 加害者からの再被害に不安を感じる人は、被害直後に約4割で、概ね1年後でも割合に大きな変化はない。

二次的被害の状況

- 二次的被害の経験者は約4割の39.1%であり、職場関係、近隣住民、行政機関、親族、加害者などからの被害があった。
- 配慮を欠いた言動だけでなく、報道機関の過剰な取材等も被害として挙げられていた。

被害後に実際に受けた支援(被害直後～1年後)

支援内容	被害直後
警察や検察、裁判所、病院等への同行支援	65.2%
支援制度や相談窓口などの情報提供・周知	51.0%
カウンセリング支援	43.5%
弁護士による無料法律相談(又は費用助成)	30.4%
行政手続きの補助	30.4%

支援内容	概ね1年後
警察や検察、裁判所、病院等への同行支援	47.8%
カウンセリング支援	43.4%
支援制度や相談窓口などの情報提供・周知	39.1%
弁護士による無料法律相談(又は費用助成)	30.4%
自助グループ等による交流	30.4%

- 被害直後も1年後も、関係機関への同行やカウンセリング、法律相談など継続的に受けている支援は大きく変わらないが、時間の経過により、行政手続きの補助などから、同じような体験をした方々との交流などに支援内容は変化する。

被害後に必要だと思う支援(被害直後～1年後)

支援内容	被害直後
支援制度や相談窓口などの情報提供・周知	91.3%
見舞金など用途指定のない金銭の給付	91.3%
行政手続きの補助	82.6%
弁護士による無料法律相談(又は費用助成)	78.3%
裁判に係る費用の助成	78.3%

支援内容	概ね1年後
カウンセリング支援	65.2%
弁護士による無料法律相談(又は費用助成)	65.2%
損害賠償請求に関する支援	65.2%
裁判に係る費用の助成	60.9%
自助グループ等による交流	60.9%

- 被害直後は、支援に関する情報提供や、様々な支出に対応できる金銭給付、行政や司法等への手続きに係る支援が求められている。一方、概ね1年後には無料法律相談や裁判費用の支援ニーズがさらに高まるとともに、新たにカウンセリングや損害賠償請求支援、自助グループ等の交流の支援が求められている。

(2) 支援団体等(性犯罪等を除く)

アンケートについて

- 期 間 R8.2.27～3.23
- 回答者 (公社)千葉犯罪被害者支援センター
- 内 容 ・支援した犯罪被害者(性犯罪等を除く)やその家族の状況、
・支援を通じて感じたことや課題

支援した犯罪被害者(性犯罪等を除く)やその家族の状況

- 被害により、重症病が元通り回復せず障害が残ると、仕事に復帰しても同じような収入を得られなかったり、新たな仕事を探す必要が生じる場合がある。
- 被害者なのに転居、転校しないと不安で生活できない(同じ生活圏内のため)という理不尽さを抱えることが多い。
- 心身の不調のため仕事・学校を休みがちになることが多い。
- 親の状態(精神不安定)がそのまま子どもにも伝わり、子ども自身の心身の不調が時間差で生じる。

支援を通じて感じたことや課題

【関係機関について】

- 事件を一番最初に対応する警察署の対応にばらつきが感じられる。事件直後の被害者等は混乱状態にあるため、リーフレットを渡しても読むことや理解することは難しく、CVS等の相談窓口や国の犯罪被害者等給付金など口頭による丁寧な説明も必要。
- 市町村により、総合的対応窓口の役割や認識に差異があると感じる。
- 教育委員会など学校関係者の意識が低いと感じる。

【無料法律相談について】

- 被害者は被害により混乱し落ち着いて話ができないため、無料法律相談を1回から2回に増やしてほしい。

【広報や啓発について】

- 千葉県民のつどいの参加者が限られた関係者だけの自己満足型になっている。県民に参加してもらえるよう商工団体や行政団体等に声掛けして参加を促してはどうか。
- ワンストップ支援と掲げているが、被害者は警察や相談機関などで事件の内容を何度も話さなければならず、何回も被害を体験することと同じであり再構築してほしい。

(3) 支援団体等(性犯罪等)

アンケートについて

- 回答者 性犯罪等・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
(NPO法人千葉性暴力被害支援センターちさと、(公社)千葉県犯罪被害者支援センター)
- 期 間 R8.5.19～6.5
- 内 容 ・支援した性犯罪被害者やその家族の状況、
・支援を通じて感じたことや課題

支援した性犯罪被害者やその家族の状況

- 被害直後からの様々な費用が発生し、収入の減少や、加害者からの損害賠償金未払いが生じている。
- 日常生活や外出が困難で、精神や身体の不調も見られる。
- 被害を受けた子どもの保護者が、子どもとの関わり方に迷ったり、考えの違いから夫婦関係が悪化している 等

支援を通じて感じたことや課題

【見舞金の拡充】

- 児童が親族から被害を受けた場合、家族関係が破綻することが多く、児童の生活面の影響が大きいため、親族間被害はより手厚く支援すべき。
- 不同意性交等の被害者は、仕事を休み、転居を余儀なくされ、医療等が必要となるなど経済的に困窮するため、見舞金が支払われるようにすべき。

【学校、教職員等への研修】

- 学校内(教師、生徒同士)の犯罪が増加しているため、教職員を対象に相談を受けたときなどの対応方法の研修を行う必要がある。
- 学校や福祉施設職員の資格更新等の際に、性暴力防止や被害者支援の内容の研修を必須としてほしい。

【男性被害者の支援体制】

- 男性が被害を受けた場合の受診先が少ない。性感染症検査と診察ができる泌尿器科、消化器外科内科などの診療科と連携してほしい。

【関係機関の連携】

- 被害者が地域で生活するため、CVSをはじめ個々の被害者とその家族に必要な機関が共通認識を持ち連携できる仕組みが必要。

2 第2次千葉県犯罪被害者等支援推進計画について

現計画の推進と次期計画の策定について

- 県では、犯罪被害者等への支援を総合的かつ計画的に推進するため、「犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、各種施策を実施している。
- これまでの取組や犯罪情勢の変化等を踏まえ、本推進会議での御意見を伺いながら、支援施策の更なる充実に向け、次期計画の策定を行う。

現計画について(R4～R8年度)

目指す姿

社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現

基本方針

- 犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が行われること
- 犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援が行われること。
- 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じて、迅速に、途切れることなく継続して支援が行われること。
- 犯罪被害者等の置かれている状況等について県民や事業者の理解を深めること。

方向性及び施策の柱

方向性① 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援

- ・施策の柱1 支援体制の整備と充実
- ・施策の柱2 犯罪被害者等に対する支援の充実

方向性② 社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成

- ・施策の柱3 県民・事業者の理解促進への取組

3 第2次計画策定スケジュール

時期	概要
令和8年7月27日（月）	第1回推進会議 ・第2次千葉県犯罪被害者等支援推進計画の策定について
10月頃	第2回推進会議 ・第2次千葉県犯罪被害者等支援推進計画（素案）について
12月頃	第3回推進会議 ・第2次千葉県犯罪被害者等支援推進計画（案）について
令和9年1月頃	第2次千葉県犯罪被害者等支援推進計画（案）に対する パブリックコメントの実施
3月末	第2次千葉県犯罪被害者等支援推進計画 策定・公表